

議第1号

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正について

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年檀原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 <u>フルタイム会計年度任用職員に対して、次項から第5項までに定めるところにより通勤手当を算定し支給する。</u></p> <p>2 <u>通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用するフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（フルタイム会計年度任用職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。</u></p> <p>3 <u>通勤のため自動車その他規則で定める交通用具（以下「自動車等」という。）を利用</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 <u>檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>するフルタイム会計年度任用職員に対し、別表の通勤距離の区分に応じて月額に定める額を支給する。</u></p> <p>4 <u>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員を除く。）</u>に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法並びに前項の規定により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。</p> <p>5 <u>通勤手当は、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第8条の2第2項第1号の支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、<u>第8条の規定を準用して弁償するものとする。</u>この場合において、<u>同条第3項中「別表の通勤距離の区分に応じて月額に定める額」とあるのは「勤務1日につき、別表の通勤距離の区分に応じて費用弁償に定める額」と、同条第5項中「最初の月」とあるのは「最初の月の翌月」と読み替えるものとし、読み替えられた同条第3項において、別表に規定する月額を超えるときは、月額の額を支給する。</u></p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、<u>給与条例第8条の2（第3項を除く。）の規定を準用して弁償するものとする。</u>この場合において、<u>給与条例第8条の2第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」とあるのは「勤務1日につき、橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年橿原市条例第16号）別表の通勤距離の区分に応じて費用弁償に定める額」と読み替えるものとし、読み替えられた<u>給与条例第8条の2第2項第2号</u>において、別表に規定する月額を超えるときは、月額の額を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による費用弁償は、給与条例第8条の2第2項第1号の支給単位期間に係</u></p>

改正前			改正後		
2 (略) 別表 (第8条関係)			<p>る最初の月の翌月の規則で定める日に支給する。</p> 3 (略) 別表 (第21条関係)		
通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)	通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)
(略)			(略)		
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>200</u>	<u>4,000</u>	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>210</u>	<u>4,200</u>
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>300</u>	<u>6,000</u>	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>350</u>	<u>7,100</u>
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>400</u>	<u>8,000</u>	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>500</u>	<u>10,000</u>
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>500</u>	<u>10,000</u>	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>640</u>	<u>12,900</u>
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>600</u>	<u>12,000</u>	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>790</u>	<u>15,800</u>
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>700</u>	<u>14,000</u>	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>930</u>	<u>18,700</u>

改正前			改正後		
片道35キロメートル以上	<u>800</u>	<u>16,000</u>	片道35キロメートル以上 <u>40キロメートル未満</u>	<u>1,080</u>	<u>21,600</u>
			片道40キロメートル以上 <u>45キロメートル未満</u>	<u>1,220</u>	<u>24,400</u>
			片道45キロメートル以上 <u>50キロメートル未満</u>	<u>1,310</u>	<u>26,200</u>
			片道50キロメートル以上 <u>55キロメートル未満</u>	<u>1,400</u>	<u>28,000</u>
			片道55キロメートル以上 <u>60キロメートル未満</u>	<u>1,490</u>	<u>29,800</u>
			片道60キロメートル以上	<u>1,580</u>	<u>31,600</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例及び附則第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の通勤に係る費用について適用し、施行日前の通勤に係る費用については、なお従前の例による。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 檜原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檜原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第5条の2 非常勤の特別職の職員が勤務のためその者の住居と任命権者が指定する勤務地との間を往復（以下「通勤」という。）したときは、1月当たりの通勤回数に応じ、<u>檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年檜原市条例第16号）第8条第2項から第4項までの規定を準用して算出した額を、その月の翌月の16日に費用弁償として支給する。ただし、当該非常勤の特別職の職員の通勤に係る費用弁償の額が勤務1日につき600円に満たないときは、これを支給しない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第5条の2 非常勤の特別職の職員が勤務のためその者の住居と任命権者が指定する勤務地との間を往復（以下「通勤」という。）したときは、1月当たりの通勤回数に応じ、<u>檜原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檜原市条例第29号）第8条の2第1項及び第2項の規定を準用して算出した額を、その月の翌月の16日に費用弁償として支給する。ただし、当該非常勤の特別職の職員の通勤に係る費用弁償の額が勤務1日につき600円に満たないときは、これを支給しない。</u></p> <p>2 （略）</p>

理由 会計年度任用職員の通勤手当及び費用弁償の支給について、一般職の職員と同等に支給するため、所要の改正を行うもの



議第2号

檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年檀原市条例第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第3項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 檜原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年檜原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規</p>

改正前	改正後
<p>則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間の承認等</u>）</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに</u>第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認等</u>）</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければ</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>(非常勤職員等の勤務時間等)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第20条</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(非常勤職員等の勤務時間等)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条の規定による改正後の檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、超過勤務の免除等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの



議第3号

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第1条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年檀原市条例第31号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 (略) 6 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同	附 則 第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 (略) 6 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同

改 正 前	改 正 後
<p>項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7・8 （略）</p>	<p>項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7・8 （略）</p>

（樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第2条 樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年樫原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若</u></p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。</p>	<p>しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。</p>

（檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第3条 檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和4年檀原市条例第33号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置</u>）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置</u>）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条</p>

改 正 前	改 正 後
例の規定を適用する。	例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 地方公務員法の一部改正により、条項が整理されたため、所要の改正を行うもの

議第4号

檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例及び檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について  
檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例及び檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例及び檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤地を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所を離れて旅行することをいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤地 <u>(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所をいう。以下同じ。)</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 <u>新たに採用された職員(人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者その他任命権者が特に必要と認める者に限る。)</u>がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(3) 家族 <u>職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>遺族 職員の配偶者</u> (届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張のため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>出張のため旅行中</u>に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</p> <p>には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>出張のため旅行中</u>に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3～7 (略)</p>	<p><u>含む。以下同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(4) <u>遺族 職員の配偶者</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(5) <u>旅行役務提供者 旅行者</u> (旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が<u>出張し、又は赴任</u>した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>出張又は赴任中</u>に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</p> <p>には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>出張又は赴任中</u>に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提</u></p>

改正前	改正後
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、<u>これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市長が定める。</p> <p>(普通旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当</u></p>	<p><u>供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載<u>又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知</u>しなければならない。ただし、<u>旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>6 <u>旅行命令簿等の記載又は記録をする事項及び様式は、市長が定める。</u></p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>(特殊旅費の種類)</u></p> <p>第7条 <u>特殊旅費の種類は、日額旅費及び遺族旅費とする。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>(旅行日数の計算)</u></p> <p>第9条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数のほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては20</u></p>	<p>給する。</p> <p>6 <u>宿泊費は、第18条第1項の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同項の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。</u></p> <p>7 <u>包括宿泊費は、第18条の2に規定する合計額により支給する。</u></p> <p>8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、第20条に規定する額を支給する。</u></p> <p>11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</u></p> <p>第7条 削除</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第8条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条に規定する旅費の種類及び第13条から第21条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>第9条 削除</p>

改正前	改正後
<p><u>0キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第10条 1日の旅行において、日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添え、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第10条 <u>削除</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下この条において同じ。)</u>に必要な資料を添え、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は<u>旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前2項に規定する期間は、市長が定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） 急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。） 寝台料金及び特別船室料金による。</p>	<p><u>報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p>6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） 急行料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 前項第2号から第4号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。） 寝台料金及び特別船室料金並びにこれらの費用に付随する</p>

改正前	改正後
<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第16条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(日当)</u></p>	<p><u>費用による。</u></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 前各号に付随する費用</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号、第3号及び第5号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交通手段として認めたものに係る費用</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p>

改正前	改正後
<p>第17条 <u>日当の額は、別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p>3 <u>鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p>第18条 <u>宿泊料の額は、別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p>(日額旅費)</p> <p>第19条 <u>日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に掲げる普通</u></p>	<p>第17条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表1に定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p>(宿泊費)</p> <p>第18条 <u>宿泊費は、宿泊先の区分に応じた別表2の基準額を上限とした実費額による。</u></p> <p>2 <u>規則で定める特別の事情により前項の基準額を超える場合には、前項の規定にかかわらず宿泊に要した実費額を支給する。</u></p> <p>3 <u>宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第18条の2 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動及び宿泊に係る第13条から第16条まで及び前条の規定による費用の合計額とする。</u></p> <p>(転居費)</p> <p>第19条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>旅費について、この条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>(在勤地内旅行の旅費)</u></p> <p>第20条 <u>在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合において</u>  <u>は、当該各号に規定する額の旅費を支給する。ただし、市長及び旅行命令権者が旅費の</u>  <u>支給を特に必要と認めた場合に限る。</u></p> <p><u>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、車賃の実費</u>  <u>(2) 日当については、別表の日当定額の3分の1に相当する額</u>  <u>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表</u>  <u>の宿泊料定額による額</u></p> <p><u>(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)</u></p> <p>第21条 <u>在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費は、支給しない。ただし、鉄道100キ</u>  <u>ロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行及び公務上の</u>  <u>必要又は天災その他やむを得ない事情による旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃の</u>  <u>実費を支給する。</u></p>	<p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第20条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜</u>  <u>分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額と</u>  <u>する。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p>第21条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げ</u>  <u>る額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及</u>  <u>び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職</u>  <u>員がその移転をするものとして算定した第13条から第18条の2まで及び前条の規</u>  <u>定による費用の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以</u>  <u>内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合)</u>  <u>は、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて</u>  <u>算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前</u>  <u>項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>

改正前				改正後	
別表 (第16条~第18条関係)				別表1 (第17条関係)	
				宿泊手当	
区分		宿泊手当 (一夜につき)			
全ての地				2,400	
別表 (第16条~第18条関係)				別表2 (第18条関係)	
				宿泊費基準額	
区分		宿泊費基準額 (1夜につき)			
7級以上の職務にある者		37円		2,200円	
6又は5級の職務にある者		37		2,000	
4級以下の職務にある者		37		1,700	
北海道				13,000	
青森県				11,000	
岩手県				9,000	
宮城県				10,000	
秋田県				11,000	
山形県				10,000	
福島県				8,000	
茨城県				11,000	
栃木県				10,000	
群馬県				10,000	
埼玉県				19,000	
千葉県				17,000	
東京都				19,000	
神奈川県				16,000	
新潟県				16,000	

改正前	改正後	
	富山県	11,000
	石川県	9,000
	福井県	10,000
	山梨県	12,000
	長野県	11,000
	岐阜県	13,000
	静岡県	9,000
	愛知県	11,000
	三重県	9,000
	滋賀県	11,000
	京都府	19,000
	大阪府	13,000
	兵庫県	12,000
	奈良県	11,000
	和歌山県	11,000
	鳥取県	8,000
	島根県	9,000
	岡山県	10,000
	広島県	13,000
	山口県	8,000
	徳島県	10,000
	香川県	15,000

改 正 前	改 正 後	
	愛媛県	10,000
	高知県	11,000
	福岡県	18,000
	佐賀県	11,000
	長崎県	11,000
	熊本県	14,000
	大分県	11,000
	宮崎県	12,000
	鹿児島県	12,000
	沖縄県	11,000

(橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年橿原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(旅費)</p> <p>第9条 常勤の特別職の職員が職務のため旅行したときは、<u>別表に定めるところにより</u>旅費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、常勤の特別職の職員に支給する旅費については、橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年橿原市条例第29号）の定めるところによる<u>8級の職務にある者に相当する額を支給する。</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第9条 常勤の特別職の職員が職務のため旅行したときは、<u>当該職員に対し</u>旅費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、常勤の特別職の職員に支給する旅費については、橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年橿原市条例第29号）の定めるところによる。<u>ただし、同条例第18条第1項に規定する宿泊費の基準額については、別表に定める額による。</u></p>

改 正 前				改 正 後	
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）	
				宿泊費基準額	
区分	車賃 (1キロメートル につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
市長	37円	3,000円	14,800円	北海道	18,000円
市長以外の常勤の特別職の職員	37円	2,600円	13,100円	青森県	15,000円
				岩手県	13,000円
				宮城県	14,000円
				秋田県	15,000円
				山形県	14,000円
				福島県	11,000円
				茨城県	15,000円
				栃木県	14,000円
				群馬県	14,000円
				埼玉県	27,000円
				千葉県	24,000円
				東京都	27,000円
				神奈川県	22,000円
				新潟県	22,000円
				富山県	15,000円
				石川県	13,000円
				福井県	14,000円
				山梨県	17,000円

改正前	改正後	
	長野県	15,000円
	岐阜県	18,000円
	静岡県	13,000円
	愛知県	15,000円
	三重県	13,000円
	滋賀県	15,000円
	京都府	27,000円
	大阪府	18,000円
	兵庫県	17,000円
	奈良県	15,000円
	和歌山県	15,000円
	鳥取県	11,000円
	島根県	13,000円
	岡山県	14,000円
	広島県	18,000円
	山口県	11,000円
	徳島県	14,000円
	香川県	21,000円
	愛媛県	14,000円
	高知県	15,000円
	福岡県	25,000円
	佐賀県	15,000円

改 正 前	改 正 後	
	長崎県	15,000円
	熊本県	20,000円
	大分県	15,000円
	宮崎県	17,000円
	鹿児島県	17,000円
	沖縄県	15,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第3条 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、施行日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(檀原市消防団条例の一部改正)

第5条 檀原市消防団条例(昭和31年檀原市条例第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前			改 正 後	
(費用弁償) 第16条 団員が公務のために旅行したときは、檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)の規定を準用し、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職員の職務の級に相当する額を旅費として支給する。			(費用弁償) 第16条 団員が公務のために旅行したときは、檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)の規定を準用する。	
別表第1(第15条、第16条関係)			別表第1(第15条)	
区分	報酬年額	費用弁償	区分	報酬年額
団長	178,000円	一般職の職員の8級相当額	団長	178,000円
副団長	134,000円	〃	副団長	134,000円
分団長	89,000円	一般職の職員の6級相当額	分団長	89,000円
副分団長	70,000円	〃	副分団長	70,000円
部長	48,000円	〃	部長	48,000円
班長	48,000円	〃	班長	48,000円
技術団員	48,000円	〃	技術団員	48,000円
その他団員	45,000円	〃	その他団員	45,000円

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 榑原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年榑原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
(費用弁償)				(費用弁償)			
第5条 (略)				第5条 (略)			
2 非常勤の特別職の職員が勤務のため宿泊を伴う必要があると市長が認めたときは、別表に定める額のうち <u>宿泊料</u> に相当する額を費用弁償として支給する。				2 非常勤の特別職の職員が勤務のため宿泊を伴う必要があると市長が認めたときは、別表に定める額のうち <u>宿泊費</u> に相当する額を費用弁償として支給する。			
3 (略)				3 (略)			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分		報酬額（円）	費用弁償
1	榑原市教育委員会の委員	月額 86,000	<u>副市長相当額</u>	1	榑原市教育委員会の委員	月額 86,000	<u>本市の常勤の特別職の職員</u> の例による額
(略)				(略)			
	選挙長	選挙又は投票1回につき繰上補充により当選人を定めるための選挙会1回につき 16,000	<u>一般職8級相当額</u>		選挙長	選挙又は投票1回につき繰上補充により当選人を定めるための選挙会1回につき 16,000	<u>本市の一般職の職員</u> の例による額
(略)				(略)			
(略)				(略)			

（榑原市実費弁償条例の一部改正）

第7条 榿原市実費弁償条例（昭和36年榿原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（実費弁償の額）</p> <p>第3条 実費弁償の額は、榿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年榿原市条例第29号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の7級の職務にある者に対して支給する旅費相当額とする。ただし、<u>旅費条例第17条第2項の規定は、適用しないものとする。</u></p>	<p>（実費弁償の額）</p> <p>第3条 実費弁償の額は、榿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年榿原市条例第29号。以下「旅費条例」という。）の<u>規定を準用する。</u></p>

（榿原市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部改正）

第8条 榿原市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例（昭和36年榿原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（旅費の額）</p> <p>第2条 旅費の額は、榿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年榿原市条例第29号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の7級の職務にある者に対して、<u>支給する旅費相当額とする。ただし、旅費条例第17条第2項の規定は、適用しないものとする。</u></p>	<p>（旅費の額）</p> <p>第2条 旅費の額は、榿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年榿原市条例第29号。以下「旅費条例」という。）の<u>規定を準用する。</u></p>

理由 国家公務員の旅費制度が改正されることに鑑み、本市における旅費種目及び支給方法の見直し等を行うもの

議第5号

がんばろう檀原！新型コロナ対策基金条例の廃止について

がんばろう檀原！新型コロナ対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

がんばろう檀原！新型コロナ対策基金条例を廃止する条例

がんばろう檀原！新型コロナ対策基金条例（令和2年檀原市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 当該基金は、全額を取り崩しており、所期の目的が達成されたため廃止するもの



議第6号

檀原市自転車駐車場条例の一部改正について

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市自転車駐車場条例（昭和57年檀原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第11条 市長は、自転車駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p>第12条 指定管理者の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 自転車駐車場の使用の許可等に関すること。</p> <p>（2） 自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p> <p><u>（指定管理者が行う管理の基準）</u></p> <p>第13条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年檀原市条例第14号）の定めるところに従い、適正に自転車駐車場の管理を行わなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第14条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、自転車駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも同様とする。</p> <p>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定め、又は変更したときは、その利用料金の額を利用者が確認できる方法により周知しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を減免し、及び還付することができる。</p> <p><u>(指定管理者に関する読替え)</u></p> <p>第15条 第11条の規定により、自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「その全部」とあるのは「市長の許可を得てその全部」と、第9条中「市は」とあるのは「指定管理者は」と読み替える。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>

第2条 檜原市自転車駐車場条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前				改正後																											
(名称及び位置) 第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																											
(略)				(略)																											
				<p>1 屋根有り自転車駐車場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真菅駅前南自転車駐車場</td> <td>橿原市曾我町1070番地の4</td> </tr> <tr> <td>橿原神宮前駅東口第二自転車駐車場</td> <td>橿原市久米町656番地の5</td> </tr> <tr> <td>坊城駅前自転車駐車場</td> <td>橿原市東坊城町214番地の4 橿原市東坊城町210番地の7</td> </tr> <tr> <td>八木西口駅前東自転車駐車場</td> <td>橿原市八木町1丁目544番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自転車置場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畝傍駅前自転車置場</td> <td>橿原市八木町2丁目437番地の10</td> </tr> <tr> <td>香久山駅前自転車置場</td> <td>橿原市膳夫町686番地の5</td> </tr> <tr> <td>金橋駅前自転車置場</td> <td>橿原市曲川町5丁目279番地の3</td> </tr> <tr> <td>岡寺駅前自転車置場</td> <td>橿原市見瀬町592番地の1</td> </tr> <tr> <td>橿原神宮西口駅前南自転車置場</td> <td>橿原市西池尻町374番地の5</td> </tr> <tr> <td>耳成駅前自転車置場</td> <td>橿原市石原田町147番地の1</td> </tr> </tbody> </table>				名称	位置	真菅駅前南自転車駐車場	橿原市曾我町1070番地の4	橿原神宮前駅東口第二自転車駐車場	橿原市久米町656番地の5	坊城駅前自転車駐車場	橿原市東坊城町214番地の4 橿原市東坊城町210番地の7	八木西口駅前東自転車駐車場	橿原市八木町1丁目544番地の2	名称	位置	畝傍駅前自転車置場	橿原市八木町2丁目437番地の10	香久山駅前自転車置場	橿原市膳夫町686番地の5	金橋駅前自転車置場	橿原市曲川町5丁目279番地の3	岡寺駅前自転車置場	橿原市見瀬町592番地の1	橿原神宮西口駅前南自転車置場	橿原市西池尻町374番地の5	耳成駅前自転車置場	橿原市石原田町147番地の1
名称	位置																														
真菅駅前南自転車駐車場	橿原市曾我町1070番地の4																														
橿原神宮前駅東口第二自転車駐車場	橿原市久米町656番地の5																														
坊城駅前自転車駐車場	橿原市東坊城町214番地の4 橿原市東坊城町210番地の7																														
八木西口駅前東自転車駐車場	橿原市八木町1丁目544番地の2																														
名称	位置																														
畝傍駅前自転車置場	橿原市八木町2丁目437番地の10																														
香久山駅前自転車置場	橿原市膳夫町686番地の5																														
金橋駅前自転車置場	橿原市曲川町5丁目279番地の3																														
岡寺駅前自転車置場	橿原市見瀬町592番地の1																														
橿原神宮西口駅前南自転車置場	橿原市西池尻町374番地の5																														
耳成駅前自転車置場	橿原市石原田町147番地の1																														
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)																											
第2条に規定する自転車駐車場	区分	一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料 (1月当たり)	屋根有り自転車駐車場	区分	一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料 (1月当たり)																								
種別				種別																											

改正前				改正後			
	(略)				(略)		
	歩行補助車及び車いす	100円			歩行補助車及び車いす	無料	
第2条の2に規定する自転車駐車場	区分	一時使用料	定期使用料	屋根無し自転車駐車場及び第2条の2に規定する自転車駐車場	区分	一時使用料	定期使用料
	種別	(1日1回につき)	(1月当たり)		種別	(1日1回につき)	(1月当たり)
	(略)				(略)		
		歩行補助車及び車いす	100円			歩行補助車及び車いす	無料
備考				備考			
1 (略)				1 (略)			
2 障がい者等が定期使用する場合並びに歩行補助車及び車いすで一時使用する場合の使用料の額は、この表の各区分に定める使用料に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。				2 障がい者等が定期使用する場合の使用料の額は、この表の各区分に定める使用料に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。			
3 (略)				3 (略)			
				自転車置場 無料			

附 則

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年6月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の橿原市自転車駐車場条例の規定は、第2条の施行の日(以下「第2条施行日」という。)以後の一時使用及び定期使用の開始に係る使用料について適用し、第2条施行日前の一時使用及び定期使用の開始に係る使用料(第2条施行日前から開始し、施行日を含む使用期間の定期使用に係る使用料を含む。)については、なお従前の例による。

理由 檜原市が設置する自転車駐車場について、指定管理者による管理運営を可能とするため、及び指定管理業務の開始に伴う自転車駐車場の定義の整理等を行うため、所要の改正を行うもの



議第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(檀原市消防団条例の一部改正)

第1条 檀原市消防団条例(昭和31年檀原市条例第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

(檀原市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市職員の分限に関する条例(昭和31年檀原市条例第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(失職の例外) 第8条 任命権者は、過失による交通事故に係る罪により、法第16条第1号の規定に該	(失職の例外) 第8条 任命権者は、過失による交通事故に係る罪により、法第16条第1号の規定に該

改 正 前	改 正 後
<p>当するに至った職員のうち、<u>禁錮</u>の刑に処せられ、当該刑の執行が猶予された職員については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、当該刑の執行が猶予された職員については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

(橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和31年橿原市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者</p>

改正前	改正後
<p>がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p>

改正前	改正後
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退</p>

改 正 前	改 正 後
<p>職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>

（橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年橿原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当の支給制限等）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する常勤の特別職の職員には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に規定する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前3号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に次に掲げる者であった者がそれぞれ次に定める刑に処せられたもの</p> <p>ア 市長 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）</p> <p>イ 市長以外の常勤の特別職の職員 <u>禁錮</u>以上の刑</p>	<p>（期末手当の支給制限等）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する常勤の特別職の職員には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に規定する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前3号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に次に掲げる者であった者がそれぞれ次に定める刑に処せられたもの</p> <p>ア 市長 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）</p> <p>イ 市長以外の常勤の特別職の職員 <u>拘禁刑</u>以上の刑</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) (略)</p> <p>(退職手当の支給制限等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 常勤の特別職の職員が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定前に任期満了したとき、又は退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる者であった者が当該各号に定める刑に処せられなかった場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市長 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）</p> <p>(2) 市長以外の常勤の特別職の職員 <u>禁錮</u>以上の刑</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(退職手当の支給制限等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 常勤の特別職の職員が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定前に任期満了したとき、又は退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる者であった者が当該各号に定める刑に処せられなかった場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市長 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）</p> <p>(2) 市長以外の常勤の特別職の職員 <u>拘禁刑</u>以上の刑</p> <p>3～5 (略)</p>

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日</p>	<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日</p>

改正前	改正後
<p>の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
6～8 (略)	6～8 (略)

(橿原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 橿原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年橿原市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)
第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)

(橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年橿原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
(橿原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)	(橿原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施	5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施

改 正 前	改 正 後
<p>行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

理由 刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたため、所要の改正を行うもの

議第8号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消</p>

改 正 前	改 正 後																																						
<p>防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係）補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: right;">円 12,500</td> <td style="text-align: right;">円 13,350</td> <td style="text-align: right;">円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: right;">10,800</td> <td style="text-align: right;">11,650</td> <td style="text-align: right;">12,500</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: right;">9,100</td> <td style="text-align: right;">9,950</td> <td style="text-align: right;">10,800</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800	<p>防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係）補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: right;">円 12,900</td> <td style="text-align: right;">円 13,700</td> <td style="text-align: right;">円 14,500</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: right;">11,300</td> <td style="text-align: right;">12,100</td> <td style="text-align: right;">12,900</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: right;">9,700</td> <td style="text-align: right;">10,500</td> <td style="text-align: right;">11,300</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500	分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900	部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200																																				
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500																																				
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500																																				
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900																																				
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300																																				

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の檜原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた檜原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等（同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正を行うもの



議第9号

檀原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年檀原市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）退職報償金支給額表			別表（第2条関係）退職報償金支給額表		
階級	勤務年数		階級	勤務年数	
	(略)	30年以上		(略)	30年以上 <u>35年未満</u>
団長	(略)		団長	(略)	
				千円 <u>1,079</u>	
副団長	(略)		副団長	(略)	
				<u>1,009</u>	
分団長	(略)		分団長	(略)	
				<u>949</u>	
副分団長	(略)		副分団長	(略)	
				<u>909</u>	
部長及び班長	(略)		部長及び班長	(略)	
				<u>834</u>	
団員	(略)		団員	(略)	
				<u>789</u>	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の橿原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、施行日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団員等公務災害補償等共済基金が市に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第10号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	(略)			市長	(略)		
	橿原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内		橿原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
	橿原市母子保健推進協議会	母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内				
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市休日夜間応急診療所運営委員会の委員	日額 10,000	//		檀原市休日夜間応急診療所運営委員会の委員	日額 10,000	//
	<u>檀原市母子保健推進協議会の委員</u>	<u>日額 10,000</u>	<u>//</u>				
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		

理由 執行機関の附属機関として、会議の位置付けの見直しを行ったため、所要の改正を行うもの

議第 1 1 号

橿原市国民健康保険税条例の一部改正について

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橿原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年橿原市条例第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 0, 0 0 0 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 0, 0 0 0 円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 0, 0 0 0 円を超える場合には、6 5 0, 0 0 0 円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 2 0,</u></p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 0, 0 0 0 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 0, 0 0 0 円を超える場合には、6 5 0, 0 0 0 円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 0,</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>000円を超える場合には、<u>220,000円</u>) 並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>000円を超える場合には、<u>240,000円</u>) 並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うもの



第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分			
1	（略）			1	（略）		
	檀原市民生委員推薦会の委員	日額 10,000	〃		檀原市民生委員推薦会の委員	日額 10,000	〃
					檀原市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額 <u>10,000</u>	<u>〃</u>
	（略）				（略）		
（略）			（略）				

理由 執行機関の附属機関として、新たに檀原市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第13号

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数 <u>（地域包括支援センター運営協議会（檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）別表に規定する檀原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると</u></p>

改正前	改正後																
<p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（<u>檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）別表に規定する檀原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。</u>）において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="73 933 465 1070">担当する区域における第1号被保険者の数</td> <td data-bbox="468 933 1055 1070">地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1072 465 1155">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="468 1072 1055 1155">前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1157 465 1353">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="468 1157 1055 1353">前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1355 465 1439">おおむね2,000人以上3,</td> <td data-bbox="468 1355 1055 1439">専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げ</td> </tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 933 1523 1070">担当する区域における第1号被保険者の数</td> <td data-bbox="1525 933 2112 1070">地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1072 1523 1155">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1525 1072 2112 1155">第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1157 1523 1353">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1525 1157 2112 1353">第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1355 1523 1439">おおむね2,000人以上3,</td> <td data-bbox="1525 1355 2112 1439">専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲</td> </tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げ																
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲																

改正前		改正後	
000人未満	る者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	000人未満	げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置が可能となったため、所要の改正を行うもの



議第14号

檀原市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
檀原市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(檀原市職員定数条例の一部改正)

第1条 檀原市職員定数条例(昭和31年檀原市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(職員の定数) 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>784人</u> (2)～(7) (略) (8) 公営企業の事務部局の職員 <u>40人</u>	(職員の定数) 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>804人</u> (2)～(7) (略) (8) 公営企業の事務部局の職員 <u>20人</u>

(檀原市防災会議条例の一部改正)

第2条 檀原市防災会議条例(昭和38年檀原市条例第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(会長及び委員) 第3条 (略)	(会長及び委員) 第3条 (略)

改 正 前	改 正 後
<p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 奈良県広域水道企業団橿原事務所長</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項第8号及び第9号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (略)</p>

(橿原市下水道条例の一部改正)

第3条 橿原市下水道条例(昭和63年橿原市条例第16号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 中間排水 工場その他の事業場(公衆浴場(公衆浴場入浴料金の価格(昭和32年奈良県告示第487号)に定める入浴料金価格表の適用を受けるものに限る。以下同じ。))及び<u>上下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 中間排水 工場その他の事業場(公衆浴場(公衆浴場入浴料金の価格(昭和32年奈良県告示第487号)に定める入浴料金価格表の適用を受けるものに限る。以下同じ。))及び<u>橿原市下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長</p>

改正前			改正後		
<p>「管理者」という。)が認める公共又は公益関係の業種(収益事業を行う部門を除く。)を除く。次号において同じ。)から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>			<p>(以下「管理者」という。)が認める公共又は公益関係の業種(収益事業を行う部門を除く。)を除く。次号において同じ。)から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の<u>中欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>		
排水人口(単位 人)	排水管の内径及び勾配 (単位 ミリメートル)	勾配	排水人口(単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
(略)			(略)		
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>			<p>(4) (略)</p> <p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の<u>中欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>		

改正前			改正後		
排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径及び勾配 (単位 ミリメートル)	勾配	排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
(略)			(略)		
<p>第13条 次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をして排除しなければならない。ただし、規則で定める量の汚水を排除する場合については、次の各号に定める基準のうち規則で定める項目は適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例（平成8年奈良県条例第8号）により流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値 (報告の徴収等)</p>			<p>第13条 次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をして排除しなければならない。ただし、規則で定める量の汚水を排除する場合については、次の各号に定める基準のうち規則で定める項目は適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例（平成8年奈良県条例第8号）により流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値 (報告の徴収等)</p>		
<p>第19条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設設置者等、法第12条の11に規定する水質測定義務者その他管理者が必要と認める者からその汚水を排除する事業場等の状況、除害施設若しくはその排除する汚水の水質に関し報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(水洗便所)</p>			<p>第19条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設設置者等、法第12条の12に規定する水質測定義務者その他管理者が必要と認める者からその汚水を排除する事業場等の状況、除害施設若しくはその排除する汚水の水質に関し報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(水洗便所)</p>		
<p>第20条 (略)</p> <p>2 第7条、第8条及び第10条の規定は、前項の水洗便所（浄化槽を除く。）</p>			<p>第20条 (略)</p> <p>2 第7条、第8条及び第10条の規定は、前項の水洗便所（<u>し尿浄化槽</u>を除く。）</p>		

改正前	改正後
<p>の新設、増設又は改造について準用する。この場合において、これらの規定中「排水設備等の新設等」とあるのは「水洗便所の新設等」と読み替えるものとする。</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第25条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水（<u>橿原市上水道給水条例（昭和36年橿原市条例第28号。以下「給水条例」という。）</u>に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第27条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 第25条第1項第1号に該当する場合（水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。）の使用料は、<u>給水条例第29条</u>の水道料金の徴収の例により水道料金とともに徴収する。</p> <p>(2) 第25条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>管理者の定めるところにより徴収する。</u></p>	<p>く。）の新設、増設又は改造について準用する。この場合において、これらの規定中「排水設備等の新設等」とあるのは「水洗便所の新設等」と読み替えるものとする。</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第25条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水（<u>奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 年奈良県広域水道企業団条例第 号。以下「給水条例」という。）</u>に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の場合（同項第2号及び第3号の場合に限る。）における汚水排出量は、奈良県広域水道企業団との間における電気通信回線による電子計算機の結合により確知し、認定するものとする。この場合において、管理者は、個人情報を適正に管理するため、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第27条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 第25条第1項第1号に該当する場合（水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。）の使用料は、<u>給水条例第 条</u>の水道料金の徴収の例により水道料金とともに徴収する。</p> <p>(2) 第25条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>納入通知書、口座振替その他の管理者が定める方法により徴収する。ただし、奈良県広</u></p>

改正前	改正後
<p>2・3 (略)</p> <p>(使用料算定の基準)</p> <p>第28条 使用料は、管理者が定める定例日（給水条例第23条の規定により水道水の使用量を認定する日及び水道水以外の水の使用量を認定する日をいう。）現在における使用水量をもって算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占有の許可)</p> <p>第35条 下水道の敷地又は排水施設（以下「下水道の敷地等」という。）を継続して占有する工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設けようとする者は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について第31条第1項に規定する許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(占有許可の基準)</p> <p>第35条の2 管理者は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するもので</p>	<p><u>域水道企業団に委託して当該使用料を徴収する場合は、納入通知書、口座振替その他の奈良県広域水道企業団が定める方法により徴収するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料算定の基準)</p> <p>第28条 使用料は、管理者が定める定例日（給水条例第 条の規定により水道水の使用量を認定する日及び水道水以外の水の使用量を認定する日をいう。）現在における使用水量をもって算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占有の許可)</p> <p>第35条 下水道の敷地又は排水施設（以下「下水道の敷地等」という。）を継続して占有する工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設けようとする者は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(占有許可の基準)</p> <p>第35条の2 管理者は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するもので</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ある場合に限り、当該占用を許可することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗きよの構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、<u>公共下水道管理者</u>の監理の下に行われること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第7条(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで<u>排水設備</u>又は水洗便所の新設等を行った者</p> <p>(2) 第8条第1項(第20条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、<u>排水設備</u>、水洗便所又は排水施設の新設等の工事を行い、又は行わせた者</p> <p>(3) 第8条第2項(第20条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、<u>排水設備</u>、水洗便所又は排水施設の新設等の設計若しくは工事の監督管理を行った者</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>ある場合に限り、当該占用を許可することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗きよの構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、<u>管理者</u>の監理の下に行われること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第7条(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで<u>排水設備等</u>又は水洗便所の新設等を行った者</p> <p>(2) 第8条第1項(第20条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、<u>排水設備等</u>、水洗便所又は排水施設の新設等の工事を行い、又は行わせた者</p> <p>(3) 第8条第2項(第20条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、<u>排水設備等</u>、水洗便所又は排水施設の新設等の設計若しくは工事の監督管理を行った者</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

(檜原市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第4条 檜原市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和63年檜原市条例第17号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(貸付けの限度)</p> <p>第5条 資金の貸付けは、建築物1戸につき1件とし、1件当たりの貸付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>上下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより実施する水洗便所の改造に係る助成制度の適用を受けて、助成金の交付を受けることができる場合の貸付限度額は、当該各号に掲げる貸付限度額から当該助成金の額を控除した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(貸付けの限度)</p> <p>第5条 資金の貸付けは、建築物1戸につき1件とし、1件当たりの貸付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>橿原市下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより実施する水洗便所の改造に係る助成制度の適用を受けて、助成金の交付を受けることができる場合の貸付限度額は、当該各号に掲げる貸付限度額から当該助成金の額を控除した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第8条の3、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第14条の4及び第16条の規定（<u>橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例</u>（平成27年橿原市条例第48号。以下「水道職員給与条例」という。）第3条の規定により準用される場合を含む。）は、特定任期付職員には適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第8条の3、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第14条の4及び第16条の規定（<u>橿原市の下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例</u>（平成27年橿原市条例第48号。以下「下水道職員給与条例」という。）第3条の規定により準用される場合を含む。）は、特定任期付職員には適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する<u>水道職員給与条例</u>第2条第3項及び第3条の規定の適用については、<u>水道職員給与条例</u>第2条第3項中「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当、<u>檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年檀原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、<u>水道職員給与条例</u>第3条中「<u>檀原市の一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和32年檀原市条例第29号）」とあるのは、「<u>檀原市の一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和32年檀原市条例第29号）」、<u>檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年檀原市条例第20号）」とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する<u>下水道職員給与条例</u>第2条第3項及び第3条の規定の適用については、<u>下水道職員給与条例</u>第2条第3項中「管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当、<u>檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年檀原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、<u>下水道職員給与条例</u>第3条中「<u>檀原市の一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和32年檀原市条例第29号）」とあるのは、「<u>檀原市の一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和32年檀原市条例第29号）」、<u>檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年檀原市条例第20号）」とする。</p>

（檀原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 檀原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年檀原市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>檀原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例</u> (目的)	<u>檀原市の下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例</u> (目的)
第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規	第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規

改正前	改正後
<p>定に基づき、本市の<u>上下水道事業職員等</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>上下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び<u>橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年条例第20号）第4条の規定により採用された任期付短時間勤務職員を含む。）に対する給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤の職員に対する給与の種類及び基準)</p> <p>第4条 非常勤の特別職の職員である<u>上下水道事業職員</u>に対する給与の種類及び基準は、<u>橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和32年<u>橿原市条例</u>第9号）の規定を準用する。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である<u>上下水道事業職員</u>に対する給与の種類及び基準は、<u>橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例</u>（平成23年<u>橿原市条例</u>第16号）の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>橿原市上下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長が規程で定める。</p>	<p>定に基づき、本市の<u>下水道事業職員等</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び<u>橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成20年条例第20号）第4条の規定により採用された任期付短時間勤務職員を含む。）に対する給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤の職員に対する給与の種類及び基準)</p> <p>第4条 非常勤の特別職の職員である<u>下水道事業職員</u>に対する給与の種類及び基準は、<u>橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和32年<u>橿原市条例</u>第9号）の規定を準用する。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である<u>下水道事業職員</u>に対する給与の種類及び基準は、<u>橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例</u>（平成23年<u>橿原市条例</u>第16号）の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>橿原市下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長が規程で定める。</p>

(橿原市上水道給水条例の廃止)

第7条 橿原市上水道給水条例（昭和36年橿原市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 檜原市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、所要の改正を行うもの



議第15号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
(略)			(略)		
56の5 予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	(略)	(略)	56の5 予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	(略)	(略)
			56の6 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき <u>2</u> 7,000円

改正前					改正後				
					56の7 道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の様様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令137条の12第7項の規定に基づく大規模の様替に係る認定の申請に対する審査			1件につき <u>2</u> 7,000円
57 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料（構造計算適合性判定が必要な場合における構造計算適合性判定手数料を除く。）	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>1</u> 6,000円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>10,000円</u> ）	57 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料（構造計算適合性判定が必要な場合における構造計算適合性判定手数料を除く。）	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>2</u> 6,500円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>16,500円</u> ）
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>2</u> 5,000円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>15,000円</u> ）				30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>3</u> 6,300円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>24,300円</u> ）
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>3</u> 7,000円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>21,000円</u> ）				100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>5</u> 4,200円（ただし、構造計算書がない場合は、 <u>35,100円</u> ）
			200平方メートルを超	1件につき <u>5</u> 5,000円（た				200平方メートルを超	1件につき <u>8</u> 1,100円（た

改 正 前				改 正 後			
		え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	だし、構造計算書がない場合は、 <u>27,000円</u>			え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	だし、構造計算書がない場合は、 <u>47,300円</u>
		500平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>92,000円</u>			300平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>101,000円</u>
		1,000平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>120,000円</u>			500平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>150,000円</u>
		2,000平方メートルを超え、 <u>5,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>230,000円</u>			1,000平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>217,000円</u>
		5,000平方メートルを超え、 <u>10,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>370,000円</u>			2,000平方メートルを超え、 <u>5,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>370,000円</u>

改 正 前				改 正 後			
		00平方メートル以内のもの				00平方メートル以内のもの	
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>27</u> 0,000円			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>44</u> 0,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>41</u> 0,000円			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>66</u> 1,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>66</u> 0,000円			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>98</u> 3,000円
	備考 (略)				備考 (略)		
58 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同	建築設備を設置する場合(次欄に掲げる場合を除	1件につき <u>1</u> 3,000円 (小荷物専用昇降	58 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同	建築設備を設置する場合(次欄に掲げる場合を除	1件につき <u>1</u> 5,100円 (小荷物専用昇降

改 正 前				改 正 後			
	法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する通知若しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	く。)	機については、 7,000円)		法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する通知若しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	く。)	機については、 8,500円)
		確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき 8,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円)			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき 9,900円 (小荷物専用昇降機については、6,700円)
59 工作物に関する確認申請又は計画通知手数	建築基準法第88条第1項若しくは第2項に	工作物を築造する場合(次欄に掲げ	1件につき 12,000円	59 工作物に関する確認申請又は計画通知手数	建築基準法第88条第1項若しくは第2項に	工作物を築造する場合(次欄に掲げ	1件につき 13,000円

改 正 前				改 正 後			
料	において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	る場合を除く。)確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき <u>7,</u>	料	において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	る場合を除く。)確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき <u>8,</u>
			000円				400円
60 建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査(60の2の項に係るものを除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	60 建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査(60の2の項に係るものを除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの
			1件につき <u>1</u>				1件につき <u>2</u>
			4,000円				1,400円
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				1件につき <u>1</u>
7,000円	3,000円	5,900円					
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>2</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>3</u>				
3,000円	5,100円						
200平方メートルを超	1件につき <u>3</u>	200平方メートルを超	1件につき <u>5</u>				
4,000円	1,600円						

改 正 前				改 正 後			
		え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>				え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	
						<u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 65,100円</u>
		<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 54,000円</u>			<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 90,700円</u>
		<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 75,000円</u>			<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 132,000円</u>
		<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 130,000円</u>			<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 216,000円</u>

改 正 前					改 正 後				
			00平方メートル以内のもの					00平方メートル以内のもの	
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>17</u> 0,000円				5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>28</u> 5,000円
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>24</u> 0,000円				10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>39</u> 2,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>45</u> 0,000円				50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>68</u> 5,000円
	備考 (略)					備考 (略)			
60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する					60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	床面積の合計	200平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応

改 正 前					改 正 後				
完了検査申請又は完了検査通知手数料					完了検査申請又は完了検査通知手数料	(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる者が新築等をしようとする建築物を含む。63の2の項において同じ。)に関する建築基準法7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又			じ、それぞれの定める手数料の額に8,100円を加算した額

改 正 前					改 正 後					
						は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省				

改正前					改正後				
						令（平成28年経 済産業省・国土交 通省令第1号。以 下この項、71の 項、73の項、7 4の2の項、74 の3の項、75の 項及び77の項に おいて「基準省 令」という。）第 1条第1項第2号 イ（1）に規定す る単位住戸をい う。）の数が1で ある住宅、以下こ の項、63の2の 項、71の項、7 3の項、74の2 の項、74の3の 項、75の項及び 77の項において 「一戸建ての住			

改 正 前					改 正 後			
					宅』という。)に 係る検査(以下こ の項において「戸 建住宅に係る省エ ネ検査」とい う。)			
					省エネ基準に係る 完了検査のうち、 一戸建ての住宅以 外の住宅(以下こ の項、71の項、 73の項、74の 2の項、74の3 の項、75の項及 び77の項におい て「共同住宅」と いう。)に係る検 査(以下この項に おいて「共同住宅 に係る省エネ検 査」という。)	床面積の 合計	300平方メ ートル以内の もの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 13,000円を 加算した額
							300平方メ ートルを超 え、2,00 0平方メー トル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 28,000円を 加算した額
							2,000平 方メートルを	1件につき60の 項に掲げる床面積

改正前					改正後				
							超え、5,000平方メートル以内のもの	の合計の区分に じ、それぞれの定 める手数料の額に 47,100円を 加算した額	
							5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に じ、それぞれの定 める手数料の額に 69,000円を 加算した額	
							10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に じ、それぞれの定 める手数料の額に 123,000円 を加算した額	
							25,000平方メートル を超え、5	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に じ、それぞれの定 める手数料の額に	

改 正 前					改 正 後				
								0,000平方メートル以内のもの	じ、それぞれの定める手数料の額に205,000円を加算した額
								50,000平方メートルを超えるもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に356,000円を加算した額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭	床面積の合計			省エネ基準に係る完了検査のうち、基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分(以下この項、63の2の項、71の項、73の項、74の2の項、74の3の項、75の項及び77の項	床面積の合計	300平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に49,500円(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市	

改 正 前				改 正 後			
素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条	300平方メートル以上 1,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に60,000円 (工場、危険物の貯蔵又は処理に供	において「非住宅部分」という。）に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に61,600円 (工場等である場合は、18,00	場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するもの（以下この項、63の2の項、74の2の項及び74の3の項において「工場等」という。）である場合は、14,200円)を加算した額	

改 正 前				改 正 後			
	第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査		<p>するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するもの（以下この項、63の2の項、74の2の項及び74の3の項において「工場等」という。）である場合は、<u>17,000円</u>を加算した額</p>				0円)を加算した額
			<p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>				<p>1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に並び、それぞれの定める手数料の額に</p>

改 正 前				改 正 後			
		の	78,000円 (工場等である場合は、 <u>22,000円</u> ) を加算した額			の	79,900円 (工場等である場合は、 <u>23,900円</u> ) を加算した額
		2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>125,000円</u> (工場等である場合は、 <u>52,000円</u> ) を加算した額			2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>127,000円</u> (工場等である場合は、 <u>53,600円</u> ) を加算した額
		5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>162,000円</u> (工場等である場			5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>164,000円</u> (工場等である場

改正前				改正後			
			合は、 <u>77,000</u> 円) を加算した額				合は、 <u>78,500</u> 円) を加算した額
		10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の平方メートルに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>194,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>95,000</u> 円) を加算した額			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の平方メートルに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>196,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>96,500</u> 円) を加算した額
		25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき60の平方メートルに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>227,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>117,000</u> 円) を加算し			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき60の平方メートルに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に <u>229,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>119,000</u> 円) を加算し

改 正 前				改 正 後			
			た額				た額
		50,000	1件につき60の 平方メートル を超えるもの			50,000	1件につき60の 平方メートル を超えるもの
			の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 294,000円 (工場等である場 合は、 <u>161,0</u> <u>00円</u> )を加算し た額				の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 296,000円 (工場等である場 合は、 <u>163,0</u> <u>00円</u> )を加算し た額
					省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建 ての住宅及び非住宅部分に係る検査		1件につき次に掲 げる額を合算した 額 (1) 戸建住宅 に係る省エネ検査 に掲げる手数料の 額 (2) 非住宅部 分に係る省エネ検査 に掲げる手数料の 額

改 正 前				改 正 後		
					<p>省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額</p> <p>(2) 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額</p>
					備考	この項の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。
				60の3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比</p>	<p>1件につき60の2の項に掲げる手数料の額と同一の金額</p>

改 正 前					改 正 後				
						較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する審査			
(略)					(略)				
6.3 中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査(6.3の2の項に係るものを除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>1</u> <u>2,000円</u>	6.3 中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査(6.3の2の項に係るものを除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>1</u> <u>8,300円</u>
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>1</u> <u>6,000円</u>				30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>2</u> <u>4,400円</u>
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>2</u> <u>1,000円</u>				100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>3</u> <u>2,100円</u>
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき <u>3</u> <u>1,000円</u>				200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき <u>4</u> <u>7,400円</u>

改正前				改正後			
						300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき <u>59,400円</u>
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>48,000円</u>			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>80,700円</u>
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>69,000円</u>			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>121,000円</u>
		2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>120,000円</u>			2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>200,000円</u>

改 正 前					改 正 後				
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>160,000円</u>				5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>268,000円</u>
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>230,000円</u>				10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>375,000円</u>
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>440,000円</u>				50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>670,000円</u>
	備考 (略)					備考 (略)			
63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料					63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適	床面積の合計	200平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に8,100円を加

改 正 前					改 正 後			
					合性判定を受けた			算した額
					建築物エネルギー	200平方メ	1件につき63の	
					消費性能確保計画	ートルを超え	項に掲げる床面積	
					による建築物に関	るもの	の合計の区分に応	
					する建築基準法第		じ、それぞれの定	
					7条の3第1項の		める手数料の額に	
					特定工程に係る建		8,400円を加	
					築物についての同		算した額	
					法第7条第1項の			
					規定に基づく建築			
					物に関する完了検			
					査の申請又は建築			
					物のエネルギー消			
					費性能の向上等に			
					関する法律第12			
					条第2項に規定す			
					る建築物エネルギ			
					ー消費性能適合性			
					判定を受けた建築			
					物エネルギー消費			
					性能確保計画によ			
					る建築物に関する			

改 正 前					改 正 後			
					建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、一戸建ての住宅に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）			
					省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計	300平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に13,000円を加算した額

改正前					改正後				
							300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に28,000円を加算した額	
							2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に47,100円を加算した額	
							5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に69,000円を加算した額	
							10,000	1件につき63の	

改 正 前					改 正 後				
							平方メートル を超え、2 5,000平 方メートル以 内のもの	項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 123,000円 を加算した額	
							25,000 平方メートル を超え、5 0,000平 方メートル以 内のもの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 205,000円 を加算した額	
							50,000 平方メートル を超えるもの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 356,000円 を加算した額	
	建築物のエネルギー消費性能の向上	床面積の合計			省エネ基準に係る完了検査のうち、	床面積の合計	300平方メートル以内の	1件につき63の 項に掲げる床面積	

改正前				改正後			
等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー	300平方メートル以上	1件につき63の	非住宅部分に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	もの	の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に		
		1,000平方メートル以内のもの			49,500円	（工場等である場合は、14,200円）を加算した額	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			60,000円	（工場等である場合は、17,000円）を加算した額	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき63の			の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に		
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			61,600円	（工場等である場合は、18,000円）を加算した額	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき63の	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	の合計の区分に応じ、それぞれの定	

改 正 前				改 正 後			
ネルギー消費性能 の向上等に関する 法律第13条第2 項に規定する建築 物エネルギー消費 性能適合性判定を 受けた計画による 建築物に係る建築 基準法第18条第 20項の規定に基 づく建築物に関す る完了検査の通知 に対する検査	トル以内のも の	める手数料の額に <u>78,000円</u> (工場等である場 合は、 <u>22,00</u> <u>0円</u> ) を加算した 額		トル以内のも の	める手数料の額に <u>79,900円</u> (工場等である場 合は、 <u>23,90</u> <u>0円</u> ) を加算した 額		
	2,000平 方メートルを 超え、5,0 00平方メー トル以内のも の	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に <u>125,000円</u> (工場等である場 合は、 <u>52,00</u> <u>0円</u> ) を加算した 額		2,000平 方メートルを 超え、5,0 00平方メー トル以内のも の	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に <u>127,000円</u> (工場等である場 合は、 <u>53,60</u> <u>0円</u> ) を加算した 額		
	5,000平 方メートルを 超え、10, 000平方メ ートル以内の もの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に <u>162,000円</u>		5,000平 方メートルを 超え、10, 000平方メ ートル以内の もの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に <u>164,000円</u>		

改 正 前				改 正 後			
			(工場等である場合は、 <u>77,000</u> 円) を加算した額				(工場等である場合は、 <u>78,500</u> 円) を加算した額
		10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項目に掲げる床面積の合計の区分に同じ、それぞれの定める手数料の額に <u>194,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>95,000</u> 円) を加算した額			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項目に掲げる床面積の合計の区分に同じ、それぞれの定める手数料の額に <u>196,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>96,500</u> 円) を加算した額
		25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項目に掲げる床面積の合計の区分に同じ、それぞれの定める手数料の額に <u>227,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>117,0</u>			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項目に掲げる床面積の合計の区分に同じ、それぞれの定める手数料の額に <u>229,000</u> 円 (工場等である場合は、 <u>119,0</u>

改 正 前				改 正 後			
			00円)を加算した額				00円)を加算した額
		50,000平方メートルを超えるもの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 294,000円 (工場等である場 合は、161,0 00円)を加算し た額			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき63の 項に掲げる床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれの定 める手数料の額に 296,000円 (工場等である場 合は、163,0 00円)を加算し た額
					省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査		一件につき次に掲 げる額を合算した 額 (1) 戸建住宅 に係る省エネ検査 に掲げる手数料の 額 (2) 非住宅部 分に係る省エネ検 査に掲げる手数料

改 正 前				改 正 後		
						の額
					省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査	一件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 (2) 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額
			備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。			備考 この項の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

改 正 前					改 正 後				
(略)					(略)				
65 建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>13,000円</u>	65 建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,800円</u>
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>6,000円</u>				30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>4,400円</u>
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>21,000円</u>				100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>2,100円</u>
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき <u>31,000円</u>				200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき <u>7,100円</u>
							300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,400円</u>	

改 正 前				改 正 後			
							方メートル以 内のもの
			500平方メ ートルを超 え、1,00 0平方メー トル以内のもの	1件につき <u>5</u> <u>1,000円</u>			500平方メ ートルを超 え、1,00 0平方メー トル以内のもの
			1,000平 方メートルを 超え、2,0 00平方メー トル以内のも の	1件につき <u>6</u> <u>9,000円</u>			1,000平 方メートルを 超え、2,0 00平方メー トル以内のも の
			2,000平 方メートルを 超え、5,0 00平方メー トル以内のも の	1件につき <u>11</u> <u>0,000円</u>			2,000平 方メートルを 超え、5,0 00平方メー トル以内のも の
			5,000平 方メートルを 超え、10,	1件につき <u>16</u> <u>0,000円</u>			5,000平 方メートルを 超え、10,

改正前				改正後			
		000平方メートル以内のもの				000平方メートル以内のもの	
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>25</u> 0,000円			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>40</u> 8,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>51</u> 0,000円			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>77</u> 7,000円
(略)				(略)			
71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>40</u> , 200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の	71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>41</u> , 100円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の

改 正 前		改 正 後	
号イ（１）及び同号ロ（１）の基準（以下この項、７３の項、７５の項及び７７の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	向上等に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び７３の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、 <u>6</u> ,	号イ（１）及び同号ロ（１）の基準（以下この項、７３の項、７５の項及び７７の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	向上等に関する法律第 <u>14</u> 条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び７３の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、 <u>7</u> ,

改正前				改正後			
			700円)				200円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>6,700</u> 円)			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき45,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>7,200</u> 円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第10条第1項第2号イ	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>6,700</u> 円)		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第10条第1項第2号イ	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>7,200</u> 円)
	(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>6,700</u> 円)		(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき25,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>7,200</u> 円)

改正前				改正後			
				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建てに係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額	
				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建てに係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、73の項、75の項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）であって、誘導性能基準を用いたもの	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、いずれかの住	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき77,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、73の項、75の項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）であって、誘導性能基準を用いたもの	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）	戸について誘導性能基準を用いたもの	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき125,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、23,100円）	

改 正 前				改 正 後			
この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>206,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>47,700</u> 円)		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>208,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>48,700</u> 円)		
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>292,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>84,000</u> 円)		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>296,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>85,300</u> 円)		
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>571,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000</u> 円)		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>578,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>136,000</u> 円)		
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,006,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,018,000</u> 円 (低炭素建築物適合計画である場合		

改 正 前				改 正 後			
		0平方メートル未満のもの	にあつては、 <u>20,000円</u>			0平方メートル未満のもの	にあつては、 <u>4,000円</u>
		床面積が50,000平方メートル以上、100平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,844,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>305,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上、100平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,866,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>309,000円</u> )
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて、誘導仕様基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>38,900円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>11,500円</u> )			床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>39,700円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>12,000円</u> )
		床面積が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>64,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>22,400円</u> )			床面積が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>64,600円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>23,100円</u> )
		床面積が2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>111,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>22,400円</u> )			床面積が2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>112,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>23,100円</u> )
		床面積が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>111,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>22,400円</u> )			床面積が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>112,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>23,100円</u> )

改 正 前				改 正 後			
		一トール以上 5,000平方メートル未満のもの	炭素建築物適合計画である場合には、 <u>47,700円</u> )			一トール以上 5,000平方メートル未満のもの	炭素建築物適合計画である場合には、 <u>48,700円</u> )
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>165,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>84,000円</u> )			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>167,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>85,300円</u> )
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>299,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000円</u> )			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>302,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>136,000円</u> )
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>501,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>202,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>507,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>204,000円</u> )

改 正 前				改 正 後			
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>82</u> <u>8,000円</u> (低 炭素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>305,</u> <u>000円</u> )			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>88</u> <u>4,000円</u> (低 炭素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>309,</u> <u>000円</u> )
				都市の低炭素化の促進に関 する法律第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に 対する審査のうち、共同住 宅に係る審査であつて、共 同住宅標準審査及び共同住 宅仕様審査以外の審査（以 下この項において「共同住 宅併用審査」という。）	いずれかの住 戸について基 準省令第10 条第1項第2 号イ（1）の 基準を用いた もの	共同住宅標準審査 に掲げる手数料の 額	
					全ての住戸に ついて基準省 令第10条第 1項第2号イ （2）の基準 を用いたもの	共同住宅仕様審査 に掲げる手数料の 額	
	都市の低炭素化の促進に関 する法律第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>23</u> <u>8,000円</u> (低 炭素建築物適合計	都市の低炭素化の促進に関 する法律第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>24</u> <u>1,000円</u> (低 炭素建築物適合計	

改正前			改正後		
<p>新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、73の項、74の2の項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって、基準省令第10条第1項第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、73の項、75の項及び77の項において「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>		画である場合にあつては、 <u>11,500円</u>		画である場合にあつては、 <u>12,000円</u>	
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>297,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>18,700円</u> ）	10条第1項第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、73の項、75の項及び77の項において「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>301,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>19,300円</u> ）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>381,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>29,300円</u> ）		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>386,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>30,000円</u> ）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>542,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>84,000円</u> ）		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>549,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあつては、 <u>85,300円</u> ）
	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき <u>660円</u>		床面積が5,000平方メートル以上	1件につき <u>670円</u>

改 正 前		改 正 後		
	000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	6,000円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>132,000円</u> )	000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	5,000円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>134,000円</u> )
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>787,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>166,000円</u> )	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>797,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>168,000円</u> )
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>897,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u> )	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>908,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u> )
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,170,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>28</u>	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,131,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>29</u>

改正前			改正後		
		9,000円)			3,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>94,200円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u> )	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>95,700円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u> )
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>118,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>18,700円</u> )	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>120,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>19,300円</u> )
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>154,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>29,300円</u> )	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>157,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>30,000円</u> )
	床面積が2,000平方メートル以上	1件につき <u>247,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>30,000円</u> )	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、73の項、75の項及び77の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が2,000平方メートル以上	1件につき <u>250,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>30,000円</u> )

改 正 前				改 正 後			
		5,000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>84,000円</u> )			5,000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>85,300円</u> )
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>132,000円</u> )			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>325,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000円</u> )
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>384,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>166,000円</u> )			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>389,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>168,000円</u> )
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>450,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>207,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>455,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上	1件につき <u>58</u>			床面積が50,000平方メートル以上	1件につき <u>58</u>

改正前			改正後		
	0,000平方メートル以上のもの	1,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円)		0,000平方メートル以上のもの	8,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、293,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) (略)	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に係る手数料の額 (2) (略)		
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額		

改正前				改正後			
			(2) (略)				(2) (略)
(略)				(略)			
7.3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（7.4の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに関する審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円）	7.3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（7.3の2の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに関する審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき41,100円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、7,200円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円）			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき45,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、7,200円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積が200平方メートル未満のもの			1件につき23,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円）	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

改 正 前				改 正 後			
	査(74の項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円)		査のうち、一戸建ての住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき25,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、7,200円)
					都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第10条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
					都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項に	基準省令第10条第1項第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項に	床面積が300平方メートル	1件につき75,800円(低炭素		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項に	床面積が300平方メートル	1件につき77,000円(低炭素

改正前				改正後			
<p>において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	床面積が30	1件につき	建築物適合計画である場合にあっては、 <u>11,500</u> 円)	<p>において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、<u>いずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</u></p>	床面積が30	1件につき	建築物適合計画である場合にあっては、 <u>12,000</u> 円)
	0平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>22,400</u> 円)	0平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		5,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>23,100</u> 円)		
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>206,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>47,700</u> 円)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき <u>208,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>48,700</u> 円)		
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>292,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>84,000</u> 円)	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		1件につき <u>296,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>85,300</u> 円)		

改 正 前				改 正 後			
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>57</u> <u>1,000円</u> (低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>134,</u> <u>000円</u> )			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>57</u> <u>8,000円</u> (低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>136,</u> <u>000円</u> )
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>1,0</u> <u>06,000円</u> (低炭素建築物適 合計画である場合 にあっては、 <u>20</u> <u>2,000円</u> )			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>1,0</u> <u>18,000円</u> (低炭素建築物適 合計画である場合 にあっては、 <u>20</u> <u>4,000円</u> )
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>1,8</u> <u>44,000円</u> (低炭素建築物適 合計画である場合 にあっては、 <u>30</u> <u>5,000円</u> )			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>1,8</u> <u>66,000円</u> (低炭素建築物適 合計画である場合 にあっては、 <u>30</u> <u>9,000円</u> )
都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>38,</u> <u>900円</u> (低炭素 建築物適合計画で ある場合にあって	都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>39,</u> <u>700円</u> (低炭素 建築物適合計画で ある場合にあって		

改 正 前			改 正 後		
炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）		は、 <u>11,500</u> 円)	炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、 <u>全ての住戸</u> について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）		は、 <u>12,000</u> 円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>64,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>22,400</u> 円)		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>64,600</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>23,100</u> 円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>111,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>47,700</u> 円)		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>112,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>48,700</u> 円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>165,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>84,000</u> 円)		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>167,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>85,300</u> 円)
	床面積が10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>299,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>149,000</u> 円)		床面積が10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>302,000</u> 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>151,000</u> 円)

改 正 前				改 正 後			
		方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000円</u>			方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	炭素建築物適合計画である場合には、 <u>136,000円</u>
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>501,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>202,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>507,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>204,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>828,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>305,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>884,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>309,000円</u> )
				都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審	いずれかの住戸について基準省令第10条第1項第2号イ(1)の基準を用いた	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額	

改 正 前				改 正 後			
				査のうち、共同住宅に係る 審査であって、共同住宅標 準審査及び共同住宅仕様審 査以外の審査（以下この項 において「共同住宅併用審 査」という。）	もの 全ての住戸に ついて基準省 令第10条第 1項第2号イ (2)の基準 を用いたもの		共同住宅仕様審査 に掲げる手数料の 額
都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変 更の認定の申請に対する審 査のうち、非住宅部分であ って、標準入力法を用いた ものに係る審査（以下この 項において「非住宅標準審 査」という。）	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>23</u> <u>8,000円</u> （低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>11,5</u> <u>00円</u> ）		都市の低炭素化の促進に関 する法律第55条第2項に おいて準用する同法第53 条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変 更の認定の申請に対する審 査のうち、非住宅部分であ って、標準入力法を用いた ものに係る審査（以下この 項において「非住宅標準審 査」という。）	床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>24</u> <u>1,000円</u> （低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>12,0</u> <u>00円</u> ）	
	床面積300 平方メー トル以上1,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>29</u> <u>7,000円</u> （低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>18,7</u> <u>00円</u> ）			床面積300 平方メー トル以上1,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>30</u> <u>1,000円</u> （低 炭素建築物適合計 画である場合に あっては、 <u>19,3</u> <u>00円</u> ）	
	床面積1,0 00平方メー トル以上2,	1件につき <u>38</u> <u>1,000円</u> （低 炭素建築物適合計			床面積1,0 00平方メー トル以上2,	1件につき <u>38</u> <u>6,000円</u> （低 炭素建築物適合計	

改 正 前				改 正 後			
		000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>29,300円</u>			000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>30,000円</u>
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>542,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>84,000円</u> )			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>549,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>85,300円</u> )
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>666,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>132,000円</u> )			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>675,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000円</u> )
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>787,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>166,000円</u> )			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>797,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>168,000円</u> )
		床面積が2	1件につき <u>89</u>			床面積が2	1件につき <u>90</u>

改 正 前				改 正 後			
		5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	7,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>207,000円</u> )			5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	8,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,117,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>289,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,131,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>293,000円</u> )
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの			1件につき <u>94,200円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>11,500円</u> )	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)
		床面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>118,700円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>18,700円</u> )			床面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>120,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>19,300円</u> )

改正前				改正後			
			00円)				00円)
		床面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>15</u> 4,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>29,300</u> 円)			床面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>15</u> 7,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>30,000</u> 円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>24</u> 7,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>84,000</u> 円)			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>25</u> 0,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>85,300</u> 円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>32</u> 1,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>132,000</u> 円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>32</u> 5,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>134,000</u> 円)
		床面積が10,000平方メートル以上	1件につき <u>38</u> 4,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>42,000</u> 円)			床面積が10,000平方メートル以上	1件につき <u>38</u> 9,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>42,000</u> 円)

改 正 前				改 正 後			
		上25,000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>166,000円</u>			上25,000平方メートル未満のもの	画である場合には、 <u>168,000円</u>
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>450,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>207,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>455,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>581,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>289,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>588,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合には、 <u>293,000円</u> )
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に			

改正前			改正後		
		(2) (略)			係る手数料の額 (2) (略)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びに非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) (略)		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びに非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額 (2) (略)
74 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(略)	(略)	73の2 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(略)	(略)
			74 低炭素建築物新築等計画軽微変更証明書交付手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	73の項に掲げる手数料額と同一の金額
	備考 71の項から74の項までに係る床面積は、次の各号			備考 71の項から74の項までに係る床面積は、低炭素建築	

改正前				改正後			
<p>に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積</p> <p>(2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合</p> <p>当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p>				<p>物新築等計画の認定に係る建築物の部分の床面積について算定し、認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p>			
74の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定			74の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	床面積が200平方メートルにつき37,600円

改正前				改正後			
申請手数料				手数料	11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イただし書の基準又は同号イ(1)及び同項ロ(1)の基準(以下この項及び74の3の項において「性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	ル未満のもの	
					床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>4</u>	
					0平方メートル	1,800円	
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	床面積が200平方メートル	1件につき <u>2</u>
					0平方メートル	0,300円	
					ル未満のもの		
					床面積が200平方メートル	1件につき <u>2</u>	
					0平方メートル	1,700円	

改正前				改正後			
					又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び74の3の項において「仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	ル以上のもの	
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建	基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	1件につき戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
						基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いた	1件につき戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額

改 正 前				改 正 後		
				ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	もの	
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であつて、いずれかの住戸について性能基準を用いた審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 73,600円
					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 121,000円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 205,000円
					床面積が5,000平方メートル以上	1件につき 290,000円

改正前				改正後			
					000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	3,000円	
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 574,000円	
					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,014,000円	
					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,863,000円	
				建築物のエネルギー消費性	床面積が30	1件につき 3	

改 正 前				改 正 後			
				能の向上等に関する法律第	0平方メートル未満のもの	6, 200円	
				11条第1項の規定に基づく			
				建築物エネルギー消費性	床面積が30	1件につき 6	
				能適合性判定に対する審査	0平方メートル	1, 100円	
				又は同法第12条第2項の	ル以上2, 0		
				規定に基づく建築物エネル	00平方メ		
				ギー消費性能適合性判定に	トル未満のも		
				対する審査のうち、共同住	の		
				宅であって、全ての住戸に	床面積が2,	1件につき 10	
				ついて仕様基準を用いたも	000平方メ	9, 000円	
				のに係る審査（以下この項	ートル以上		
				において「共同住宅仕様審	5, 000平		
				査」という。）	方メートル未		
					満のもの		
					床面積が5,	1件につき 16	
					000平方メ	4, 000円	
					ートル以上1		
					0, 000平		
					方メートル未		
					満のもの		
					床面積が1	1件につき 29	
					0, 000平	8, 000円	

改正前				改正後			
					方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	503,000円
					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	881,000円
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に	いずれかの住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	1件につき共同住宅標準審査に掲げる手数料の額
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に	全ての住戸に	1件につき共同住宅標準審査に掲げる手数料の額

改 正 前				改 正 後			
					に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	ついて基準省令第1条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	宅仕様審査に掲げる手数料額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 296,000円（工場等である場合は、34,000円）		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という）	床面積が300平方メートル未満のもの 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円（工場等である場合は、25,800円） 1件につき 297,000円（工場等である場合は、34,100円）	
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（工場等である場合は、46,000円）			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 383,000円（工場等である場合は、46,600円）	

改 正 前		改 正 後	
	満のもの		満のもの
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき <u>54</u> 3,000円 (工場等である場合は、 <u>107,000</u> 円)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
	満のもの		満のもの
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき <u>66</u> 9,000円 (工場等である場合は、 <u>157,000</u> 円)	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
	満のもの		満のもの
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき <u>79</u> 0,000円 (工場等である場合は、 <u>194,000</u> 円)	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
	満のもの		満のもの
	床面積が25,000平方メートル以上	1件につき <u>90</u> 1,000円 (工場等である場合は、 <u>1,000</u> 円)	床面積が25,000平方メートル以上

改 正 前				改 正 後			
		上50,000平方メートル未満のもの	は、 <u>239,000円</u>			上50,000平方メートル未満のもの	は、 <u>240,000円</u>
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,124,000円</u> (工場等である場合は、 <u>330,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,127,000円</u> (工場等である場合は、 <u>332,000円</u> )
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査		
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>116,000円</u> (工場等である場合は、 <u>29,200円</u> )			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300円</u> (工場等である場合は、 <u>21,700円</u> )
		床面積が1,000平方メートル以上	1件につき <u>152,000円</u> (工場等である場合			床面積が1,000平方メートル以上	1件につき <u>153,000円</u> (工場等である場合

改 正 前				改 正 後			
		2,000平方メートル未満のもの	は、 <u>41,000</u> 円)			2,000平方メートル未満のもの	は、 <u>41,100</u> 円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>24</u> <u>5,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>100,000</u> 円)			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>24</u> <u>7,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>101,000</u> 円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>32</u> <u>0,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>150,000</u> 円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>32</u> <u>1,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>150,000</u> 円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>38</u> <u>4,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>185,000</u> 円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>38</u> <u>6,000</u> 円 (工場等である場合 は、 <u>186,000</u> 円)
		床面積が25,000平方メートル以上	1件につき <u>45</u>			床面積が25,000平方メートル以上	1件につき <u>45</u>

改 正 前				改 正 後			
		5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	0,000円(工場等である場合は、 <u>230,000円</u> )			5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	2,000円(工場等である場合は、 <u>231,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>583,000円</u> (工場等である場合は、 <u>319,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>585,000円</u> (工場等である場合は、 <u>320,000円</u> )
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>18,700円</u>		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>12,000円</u>
						床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>19,300円</u>
	エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物で	床面積が1,000平方メートル以上	1件につき <u>29,300円</u>		建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29条第	床面積が1,000平方メートル以上	1件につき <u>30,000円</u>

改 正 前				改 正 後			
	ある建築物に係る審査	2,000平方メートル未満のもの		3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査 (以下この項において「他の建築物に係る審査」という。)	2,000平方メートル未満のもの		
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>8</u> 4,000円		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>8</u> 5,300円	
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>13</u> 2,000円		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>13</u> 4,000円	
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>16</u> 6,000円		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>16</u> 8,000円	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>20</u>		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>21</u>	

改 正 前				改 正 後			
		5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	7,000円			5,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	0,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>28</u> 9,000円			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>29</u> 3,000円
						建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 (3) 他の建築

改 正 前				改 正 後			
						物に係る審査に掲げる手数料の額	
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 (3) 他の建築物に係る審査に掲げる手数料の額	
			備考 この項の床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等をする場合にあって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー			備考 この項の床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。	

改 正 前				改 正 後				
	一消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積) について算定する。							
74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料				74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって性能基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 3 7,600円	
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって性能基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 4 1,800円	
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって仕様基準を用いたものに係る審査 (以下この項に	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 2 0,300円	
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって仕様基準を用いたものに係る審査 (以下この項に	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 2 1,700円	

改正前				改正後		
				において「戸建住宅仕様審査」という。)		
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第1条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	1件につき戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第1条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	1件につき戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅であって、いずれかの住戸について性	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 73,600円
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅であって、いずれかの住戸について性	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも	1件につき 121,000円

改正前				改正後			
				能基準を用いたものに係る 審査（以下この項において 「共同住宅標準審査」とい う。）	の		
					床面積が2,	1件につき	20
					000平方メ		5,000円
					ートル以上		
					5,000平		
				方メートル未			
				満のもの			
				床面積が5,	1件につき	29	
				000平方メ		3,000円	
				ートル以上1			
				0,000平			
				方メートル未			
				満のもの			
				床面積が1	1件につき	57	
				0,000平		4,000円	
				方メートル以			
				上25,00			
				0平方メート			
				ル未満のもの			
				床面積が2	1件につき	1,	
				5,000平		014,000円	
				方メートル以			

改 正 前				改 正 後			
					上50,000平方メートル未満のもの		
					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,863,000円
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅であって、全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	36,200円
				(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	61,100円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	109,000円

改正前				改正後			
						床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>164,000円</u>
						床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>298,000円</u>
						床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>503,000円</u>
						床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>881,000円</u>

改正前				改正後			
					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第1条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	1件につき共同住宅標準審査に掲げる手数料の額
						全ての住戸について基準省令第1条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	1件につき共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いた	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>236,000円</u> （工場等である場合は、 <u>25,000円</u> ）		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>238,000円</u> （工場等である場合は、 <u>25,800円</u> ）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メー	1件につき <u>296,000円</u> （工場等である場合は、 <u>34,000</u>		号イただし書又は同号イの	床面積が300平方メートル以上1,000平方メー	1件につき <u>297,000円</u> （工場等である場合は、 <u>34,100</u>

改 正 前		改 正 後	
ものに係る審査	トル未満のもの	円)	基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>38</u> 1,000円(工場等である場合は、 <u>46,000</u> 円)	トル未満のもの
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>54</u> 3,000円(工場等である場合は、 <u>107,000</u> 円)	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>66</u> 9,000円(工場等である場合は、 <u>157,000</u> 円)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	床面積が10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>79</u> 0,000円(工	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			床面積が10,000平方メートル未満のもの

改 正 前				改 正 後				
		方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	場等である場合は、 <u>194,000円</u>			方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	場等である場合は、 <u>195,000円</u>	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>901,000円</u> (工場等である場合は、 <u>239,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>904,000円</u> (工場等である場合は、 <u>240,000円</u> )	
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,124,000円</u> (工場等である場合は、 <u>330,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,127,000円</u> (工場等である場合は、 <u>332,000円</u> )	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分で	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>91,600円</u> (工場等である場合は、 <u>21,200円</u> )			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300円</u> (工場等である場合は、 <u>21,700円</u> )
		床面積が300平方メートル以上のもの	1件につき <u>116,000円</u> (工				床面積が300平方メートル以上のもの	1件につき <u>117,000円</u> (工

改 正 前				改 正 後			
あつて基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	ル以上1, 000平方メートル未満のもの	場等である場合は、 <u>29, 200</u> 円)		基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という)	ル以上1, 000平方メートル未満のもの	場等である場合は、 <u>29, 600</u> 円)	
	床面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>152, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>41, 000</u> 円)			床面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>153, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>41, 100</u> 円)	
	床面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>245, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>100, 000</u> 円)			床面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>247, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>101, 000</u> 円)	
	床面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>320, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>150, 000</u> 円)			床面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321, 000</u> 円(工場等である場合は、 <u>150, 000</u> 円)	

改 正 前				改 正 後			
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>38</u> <u>4,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>185,00</u> <u>0円</u> )			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>38</u> <u>6,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>186,00</u> <u>0円</u> )
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>45</u> <u>0,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>230,00</u> <u>0円</u> )			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>45</u> <u>2,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>231,00</u> <u>0円</u> )
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>58</u> <u>3,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>319,00</u> <u>0円</u> )			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>58</u> <u>5,000円</u> (工 場等である場合 は、 <u>320,00</u> <u>0円</u> )
建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 12条第2項又は第13条 第3項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能確保		床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>1</u> <u>1,500円</u>	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 11条第2項又は第12条 第3項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能確保		床面積が30 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>1</u> <u>2,000円</u>
		床面積が30 0平方メー トル	1件につき <u>1</u> <u>8,700円</u>			床面積が30 0平方メー トル	1件につき <u>1</u> <u>9,300円</u>

改 正 前			改 正 後		
計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	ル以上1, 000平方メートル未満のもの		ル以上1, 000平方メートル未満のもの		
	床面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>29, 300円</u>	法第29条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>30, 000円</u>
	床面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>84, 000円</u>		床面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>85, 300円</u>
	床面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>132, 000円</u>		床面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件につき <u>134, 000円</u>

改 正 前				改 正 後			
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>16</u> <u>6,000円</u>			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>16</u> <u>8,000円</u>
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>20</u> <u>7,000円</u>			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>21</u> <u>0,000円</u>
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>28</u> <u>9,000円</u>			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>29</u> <u>3,000円</u>
						建築物のエネルギー消費性能の向上等に関 する法律第11条第2項又は第12条第3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能確保計画の変更に対する審査のうち、一 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲 げる額を合算した 額 (1) 戸建住宅 標準審査、戸建住 宅仕様審査又は戸

改正前				改正後			
						<u>建住宅併用審査に 掲げる手数料の額</u> (2) <u>非住宅標 準審査又は非住宅 モデル審査に掲げ る手数料の額</u> (3) <u>他の建築 物に係る審査に掲 げる手数料の額</u>	
				<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関 する法律第11条第2項又は第12条第3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能確保計画の変更に対する審査のうち、共 同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	1件につき次に掲 げる額を合算した 額 (1) <u>共同住宅 標準審査、共同住 宅仕様審査又は共 同住宅併用審査に 掲げる手数料の額</u> (2) <u>非住宅標 準審査又は非住宅 モデル審査に掲げ る手数料の額</u> (3) <u>他の建築</u>		

改 正 前			改 正 後		
					物に係る審査に掲げる手数料の額
備考 この項の床面積は、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（増築等をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の2分の1について算定する。			備考 この項の床面積は、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）		
			74の4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る確認申請又は計画通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為（同項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。）に係る建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 57の項に掲げる手数料の額 (2) 74の2の項に掲げる手数料の額

改正前				改正後			
					認の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為（同法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、省令第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。）に係る建築物に関する建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査		
74の4 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		（略）	74の5 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		（略）
75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する	75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき37,600円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する

改 正 前		改 正 後	
<p>るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>		<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び77の項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合にあっては、 6,700円)</p>	<p>るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p> <p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び77の項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合にあっては、 7,200円)</p>

改 正 前				改 正 後			
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>40,900円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>41,800円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>19,700円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>20,300円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>21,100円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>21,700円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
					建築物のエネルギー消費性	基準省令第1	1件につき戸建住

改 正 前				改 正 後			
					能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	0条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの 基準省令第10条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	宅標準審査に掲げる手数料の額  1件につき戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて、いずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）	
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）	
	床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）			床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）	

改 正 前				改 正 後			
		トル未満のもの	合計画である場合にあっては、 <u>2</u> 2,400円)			トル未満のもの	合計画である場合にあっては、 <u>2</u> 3,100円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>20</u> 2,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>4</u> 7,700円)			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>20</u> 5,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>4</u> 8,700円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>28</u> 9,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>8</u> 4,000円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>29</u> 3,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>8</u> 5,300円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>56</u> 7,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>11</u> 14,000円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>57</u> 4,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>11</u> 14,000円)

改 正 前				改 正 後			
		ル未満のもの	にあつては、 <u>134,000円</u>			ル未満のもの	にあつては、 <u>136,000円</u>
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,002,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>202,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,014,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>204,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,840,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>305,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,863,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>309,000円</u> )
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>35,500円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>36,200円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計

改 正 前		改 正 後	
能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合） 画である場合には、 <u>11,500円</u>	能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、 <u>全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合） 画である場合には、 <u>22,400円</u>	能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、 <u>全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき162,000円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合） 画である場合には、 <u>23,100円</u>	能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、 <u>全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査</u> （以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）

改 正 前				改 正 後			
		満のもの	にあつては、 <u>8</u> <u>4,000円</u> )			満のもの	にあつては、 <u>8</u> <u>5,300円</u> )
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>29</u> <u>5,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> <u>4,000円</u> )			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>29</u> <u>8,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> <u>6,000円</u> )
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>49</u> <u>8,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>20</u> <u>2,000円</u> )			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>50</u> <u>3,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>20</u> <u>4,000円</u> )
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>87</u> <u>2,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>30</u>			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>88</u> <u>1,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>30</u>

改正前				改正後			
			5,000円)				9,000円)
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第10条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	1件につき共同住宅標準審査に掲げる手数料の額	
					全ての住戸について基準省令第10条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	1件につき共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、標準入力法	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき23	4,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、標準入力法	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき23	8,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円)

改 正 前				改 正 後			
を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>293,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>18,700円</u> )	を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>297,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>19,300円</u> )		
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>378,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>29,300円</u> )		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>383,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>30,000円</u> )		
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>539,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上適合計画である場合には、 <u>84,000円</u> )		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>545,300円</u> (建築物エネルギー消費性能向上適合計画である場合には、 <u>85,300円</u> )		
	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき <u>660,000円</u>		床面積が5,000平方メートル以上	1件につき <u>670,000円</u>		

改 正 前				改 正 後			
		000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	3,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>132,000円</u> )			000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>134,000円</u> )
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>78</u> 3,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>166,000円</u> )			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>79</u> 3,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>168,000円</u> )
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>89</u> 3,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>90</u> 4,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上	1件につき <u>1,114,000円</u>			床面積が50,000平方メートル以上	1件につき <u>1,127,000円</u>

改 正 前				改 正 後			
		方メートル以上のも	(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>289,000</u> 円)			方メートル以上のも	(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>293,000</u> 円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>90,800</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>11,500</u> 円)		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって、モデル建物法を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>12,000</u> 円)
	(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>115,000</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>18,700</u> 円)		(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>117,000</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>19,300</u> 円)
		床面積が1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>151,000</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>18,700</u> 円)			床面積が1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>153,000</u> 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>18,700</u> 円)

改 正 前				改 正 後			
		一トール以上 2,000平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>29,300円</u>			一トール以上 2,000平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>30,000円</u>
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>243,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>84,000円</u> )			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>247,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>85,300円</u> )
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>317,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>132,000円</u> )			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>134,000円</u> )
		床面積が10,000平方メートル以上	1件につき <u>381,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>138,000円</u> )			床面積が10,000平方メートル以上	1件につき <u>386,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>139,000円</u> )

改 正 前				改 正 後			
		上25,000平方メートル未満のもの	費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>166,000円</u> )			上25,000平方メートル未満のもの	費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>168,000円</u> )
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>446,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u> )			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>452,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>578,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>289,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>585,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>293,000円</u> )
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅

改正前		改正後	
及び非住宅部分に係る審査	標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額  (2) (略)	及び非住宅部分に係る審査	標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に係る手数料の額  (2) (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額  (1) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額  (2) (略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額  (1) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額  (2) (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額  (1) 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額  (1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に係る手数料の額

改正前			改正後			
		(2) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額			係る手数料の額 (2) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額	
		(3)・(4) (略)			(3)・(4) (略)	
76 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	(略)	76 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	(略)	
77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき37,600円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては)

改正前				改正後			
	エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル以上のもの	<p>つては、<u>6,700円</u></p> <p>1件につき<u>40,900円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>6,700円</u>）</p>		エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル以上のもの	<p>つては、<u>7,200円</u></p> <p>1件につき<u>41,800円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>7,200円</u>）</p>
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」とい	床面積が200平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>19,700円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>6,700円</u>）</p>		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」とい	床面積が200平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>20,300円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>7,200円</u>）</p>
		床面積が200平方メートル以上のもの	<p>1件につき<u>21,100円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合に</p>			床面積が200平方メートル以上のもの	<p>1件につき<u>21,700円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合に</p>

改 正 前				改 正 後			
	う。)		っては、 <u>6, 70</u> 0円)		う。)		っては、 <u>7, 20</u> 0円)
				建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 31条第2項の規定におい て準用する同法第29条第 1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計 画の変更の認定の申請に対 する審査のうち、一戸建て の住宅に係る審査であっ て、戸建住宅標準審査及び 戸建住宅仕様審査以外の審 査（以下この項において 「戸建住宅併用審査」とい う。）	基準省令第1 0条第1項第 2号イ（1） の基準を用い たもの	1件につき戸建住 宅標準審査に掲げ る手数料の額	
					基準省令第1 0条第1項第 2号イ（2） の基準を用い たもの	1件につき戸建住 宅仕様審査に掲げ る手数料の額	
	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 36条第2項において準用 する同法第34条第1項の 規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の変	床面積が30 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>72,</u> <u>300</u> 円（建築物 エネルギー消費性 能向上基準適合計 画である場合にあ っては、 <u>11, 5</u>	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 31条第2項において準用 する同法第29条第1項の 規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の変	床面積が30 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>73,</u> <u>600</u> 円（建築物 エネルギー消費性 能向上基準適合計 画である場合にあ っては、 <u>12, 0</u>	

改正前			改正後		
更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて、誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）		00円)	更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて、 <u>いずれかの住戸について誘導性能基準を用いたもの</u> に係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）		00円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>120,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>22,400</u> 円)		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>121,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>23,100</u> 円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>202,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>47,700</u> 円)		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>205,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>48,700</u> 円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>289,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>44,000</u> 円)		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>293,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>45,300</u> 円)

改 正 前		改 正 後	
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満の もの	1件につき <u>56</u> <u>7,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> <u>4,000円</u> )
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満の もの	1件につき <u>1,0</u> <u>02,000円</u> (建築物エネルギ ー消費性能向上基 準適合計画である 場合にあつては、 <u>202,000</u> 円)
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>1,8</u> <u>40,000円</u> (建築物エネルギ ー消費性能向上基 準適合計画である 場合にあつては、 <u>305,000</u> 円)
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満の もの	1件につき <u>57</u> <u>4,000円</u> (建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> <u>6,000円</u> )
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満の もの	1件につき <u>1,0</u> <u>14,000円</u> (建築物エネルギ ー消費性能向上基 準適合計画である 場合にあつては、 <u>204,000</u> 円)
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>1,8</u> <u>63,000円</u> (建築物エネルギ ー消費性能向上基 準適合計画である 場合にあつては、 <u>309,000</u> 円)

改正前				改正後			
			円)				円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>35,500</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>11,500</u> 円)		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって、 <u>全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに</u> 係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>36,200</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>12,000</u> 円)	
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>60,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>22,400</u> 円)			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>61,100</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>23,100</u> 円)	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>107,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>47,700</u> 円)			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>109,000</u> 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 <u>48,700</u> 円)	

改 正 前				改 正 後			
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>16</u> 2,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>8</u> 4,000円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>16</u> 4,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>8</u> 5,300円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>29</u> 5,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>13</u> 4,000円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>29</u> 8,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>13</u> 6,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>49</u> 8,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>20</u> 2,000円)			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>50</u> 3,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>20</u> 4,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>87</u>			床面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>88</u>

改 正 前				改 正 後				
		0,000平方メートル以上のもの	2,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>305,000円</u> ）			0,000平方メートル以上のもの	1,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>309,000円</u> ）	
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第10条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	1件につき共同住宅標準審査に掲げる手数料の額		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定において	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>234,000円</u> （建築物エネルギー消費	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>238,000円</u> （建築物エネルギー消費	1件につき共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額	

改 正 前			改 正 後		
<p>て準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>		<p>費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>1</u> <u>1,500円</u></p>	<p>て準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>		<p>費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>1</u> <u>2,000円</u></p>
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>29</u> <u>3,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>1</u> <u>8,700円</u>）</p>		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>29</u> <u>7,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>1</u> <u>9,300円</u>）</p>
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>37</u> <u>8,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>2</u> <u>9,300円</u>）</p>		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>38</u> <u>3,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>3</u> <u>0,000円</u>）</p>
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>53</u> <u>9,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>2</u> <u>9,300円</u>）</p>		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<p>1件につき<u>54</u> <u>5,000円</u>（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、<u>3</u> <u>0,000円</u>）</p>

改 正 前				改 正 後			
		方メートル未 満のもの	合計画である場合 にあつては、 <u>8</u> 4,000円)			方メートル未 満のもの	合計画である場合 にあつては、 <u>8</u> 5,300円)
		床面積が5, 000平方メ ートル以上1 0,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>66</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> 2,000円)			床面積が5, 000平方メ ートル以上1 0,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>67</u> 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u> 4,000円)
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>78</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>16</u> 6,000円)			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>79</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>16</u> 8,000円)
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>89</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき <u>90</u> 4,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合

改 正 前				改 正 後			
		ル未満のもの	にあつては、 <u>207,000円</u> )			ル未満のもの	にあつては、 <u>210,000円</u> )
		床面積が50,000平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,114,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>289,000円</u> )			床面積が50,000平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>1,127,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>293,000円</u> )
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>90,800円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>11,500円</u> )		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>12,000円</u> )	
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>115,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>117,000円</u> (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合	

改 正 前				改 正 後			
		の	にあつては、 <u>1</u> 8, 700円)			の	にあつては、 <u>1</u> 9, 300円)
		床面積が1, 000平方メ ートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>15</u> 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>2</u> 9,300円)			床面積が1, 000平方メ ートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>15</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>3</u> 0,000円)
		床面積が2, 000平方メ ートル以上 5,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>24</u> 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>8</u> 4,000円)			床面積が2, 000平方メ ートル以上 5,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>24</u> 7,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>8</u> 5,300円)
		床面積が5, 000平方メ ートル以上1 0,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>31</u> 7,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u>			床面積が5, 000平方メ ートル以上1 0,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>32</u> 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>13</u>

改 正 前				改 正 後			
			2,000円)				4,000円)
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>38</u> 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>16</u> 6,000円)			床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>38</u> 6,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>16</u> 8,000円)
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>44</u> 6,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>20</u> 7,000円)			床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メート ル未満のもの	1件につき <u>45</u> 2,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>21</u> 0,000円)
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>57</u> 8,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>28</u> 9,000円)			床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき <u>58</u> 5,000円(建 築物エネルギー消 費性能向上基準適 合計画である場合 にあつては、 <u>29</u> 3,000円)

改 正 前		改 正 後	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) (略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に係る手数料の額 (2) (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) (略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額 (2) (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額

改正前			改正後		
	<p>の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>(1) 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額</p> <p>(2) 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>		<p>の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>(1) 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建併用審査に係る手数料の額</p> <p>(2) 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に係る手数料の額</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>
<p>7 8 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>7 8 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査</p>	<p>(略)</p>

改 正 前				改 正 後			
					備考 75の項から78の項までに係る床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の床面積について算定し、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		
79 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅性能審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消	79 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1件につき77の項に定める手数料の額と同一の額	

改 正 前			改 正 後		
		<p>費性能の向上等に 関する法律第2条 第1項第3号に掲 げる基準に適合す ると認められた建 築物（以下この項 において「建築物 エネルギー消費性 能基準適合建築 物」という。）で ある場合にあつて は6,700円)</p>			
		<p>床面積が20 0平方メート ル以上のもの</p>	<p>1件につき40, 900円（建築物 エネルギー消費性 能基準適合建築物 である場合にあつ ては、6,700 円)</p>		
	<p>建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 41条第1項の規定に基づ</p>	<p>床面積が30 0平方メート ル未満のもの</p>	<p>1件につき72, 300円（建築物 エネルギー消費性</p>		

改 正 前				改 正 後		
く建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅性能審査」という。）			能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)			
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)			
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)			
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、64,700円)			
	床面積が10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの		1件につき379,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,700円)			

改 正 前				改 正 後		
		方メートル未 満のもの	築物である場合に あつては、84, 000円)			
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき56 7,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建 築物である場合に あつては、13 4,000円)			
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき1,0 02,000円 (建築物エネルギ ー消費性能基準適 合建築物である場 合にあつては、2 02,000円)			
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき1,8 40,000円 (建築物エネルギ ー消費性能基準適 合建築物である場			

改正前			改正後		
			合にあつては、3 05,000円)		
建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 41条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費性 能基準適合の認定の申請に 対する審査のうち、一戸建 ての住宅であつて基準省令 第1条第1項第2号イ (2)及びロ(2)又は同 号イ(3)及びロ(3)の 基準を用いたものに係る審 査(以下この項において 「戸建住宅仕様等審査」と いう。)	床面積が20 0平方メートル未満のもの	1件につき19, 700円(建築物 エネルギー消費性 能基準適合建築物 である場合にあつ ては、6,700 円)			
建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 41条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費性 能基準適合の認定の申請に 対する審査のうち、共同住	床面積が30 0平方メートル未満のもの	1件につき35, 400円(建築物 エネルギー消費性 能基準適合建築物 である場合にあつ ては、11,50			

改 正 前			改 正 後		
宅であつて基準省令第1条 第1項第2号イ(2)及び ロ(2)又は同号イ(3) 及びロ(3)の基準を用い たものに係る審査(以下こ の項において「共同住宅仕 様等審査」という。)		0円)			
	床面積が30	1件につき60,			
	0平方メー	000円(建築物			
	ル以上2,0	エネルギー消費性			
	00平方メー	能基準適合建築物			
	トル未満のも	である場合にあつ			
	の	ては、22,40			
		0円)			
	床面積が2,	1件につき10			
	000平方メ	7,000円(建			
ートル以上	築物エネルギー消				
5,000平	費性能基準適合建				
方メートル未	築物である場合に				
満のもの	あつては、47,				
	700円)				
床面積が5,	1件につき16				
000平方メ	1,000円(建				
ートル以上1	築物エネルギー消				
0,000平	費性能基準適合建				
方メートル未	築物である場合に				
満のもの	あつては、84,				
	000円)				

改 正 前				改 正 後				
	床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき29	5,000円(建					
		築物エネルギー消	費性能基準適合建					
		築物である場合に	あつては、13					
		4,000円						
	床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき49	7,000円(建					
		築物エネルギー消	費性能基準適合建					
		築物である場合に	あつては、20					
		2,000円						
	床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき87	0,000円(建					
		築物エネルギー消	費性能基準適合建					
		築物である場合に	あつては、30					
		5,000円						
建築物のエネルギー消費性	床面積が30	1件につき23						

改 正 前				改 正 後		
能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	0平方メートル未満のもの	4,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円				
	床面積が30平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円				
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円				
	床面積が2,000平方メートル以上	1件につき539,000円（建				

改 正 前				改 正 後		
		一トール以上	建築物エネルギー消			
		5,000平	費性能基準適合建			
		方メートル未	築物である場合に			
		満のもの	あつては、84,			
			000円			
		床面積が5,	1件につき66			
		000平方メ	3,000円(建			
		一トール以上1	築物エネルギー消			
		0,000平	費性能基準適合建			
		方メートル未	築物である場合に			
		満のもの	あつては、13			
			2,000円)			
床面積が1	1件につき78					
0,000平	3,000円(建					
方メートル以	築物エネルギー消					
上25,00	費性能基準適合建					
0平方メー	築物である場合に					
ル未満のもの	あつては、16					
	6,000円)					
床面積が2	1件につき89					
5,000平	3,000円(建					
方メートル以	築物エネルギー消					

改 正 前				改 正 後		
		上50,000平方メートル未満のもの	費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)			
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,14,000円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)			
	建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)			
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、139,000円)			

改 正 前				改 正 後		
		トル未満のもの	建築物である場合に あつては、18, 700円			
		床面積が1, 000平方メ ートル以上	1件につき15 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建			
		2,000平 方メートル未 満のもの	建築物である場合に あつては、29, 300円			
		床面積が2, 000平方メ ートル以上	1件につき24 3,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建			
		5,000平 方メートル未 満のもの	建築物である場合に あつては、84, 000円			
		床面積が5, 000平方メ ートル以上	1件につき31 7,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建			
		10,000平 方メートル未 満のもの	建築物である場合に あつては、139, 000円			

改 正 前				改 正 後		
		満のもの	あつては、13 2,000円			
		床面積が1 0,000平 方メートル以 上25,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき38 1,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建 築物である場合に あつては、16 6,000円			
		床面積が2 5,000平 方メートル以 上50,00 0平方メー トル未満のもの	1件につき44 6,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建 築物である場合に あつては、20 7,000円			
		床面積が5 0,000平 方メートル以 上のもの	1件につき57 8,000円(建 築物エネルギー消 費性能基準適合建 築物である場合に あつては、28			

改正前			改正後		
		9,000円			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額			
		(1) 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様等審査に係る手数料の額			
		(2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額			
		(1) 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様等審査に係る手数料の額			
		(2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る			

改 正 前		改 正 後	
	手数料の額		
備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。			
(1) 建築物を建築する場合（第3号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（第3号に掲げる場合を除く。）又は建築物のエネルギーの消費性能の一層の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合（第3号に掲げる場合を除く。）当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）			
(2) 建築物を増築等する場合当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積			
(3) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物のエネルギーの消費性能の一層の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合当該建			

改 正 前		改 正 後		
	<u>築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u>			
(略)		(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の檜原市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、全ての新築住宅及び非住宅へのエネルギー基準適合の義務付けが定められたこと等に伴い、手数料の見直しを行うため、所要の改正を行うもの